

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年5月26日
【会社名】	株式会社ダイセキ環境ソリューション
【英訳名】	Daiseki Eco. Solution Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山本 浩也
【本店の所在の場所】	名古屋市瑞穂区明前町8番18号
【電話番号】	052（819）5310
【事務連絡者氏名】	執行役員企画管理本部長 珍道 直人
【最寄りの連絡場所】	名古屋市瑞穂区明前町8番18号
【電話番号】	052（819）5310
【事務連絡者氏名】	執行役員企画管理本部長 珍道 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1【提出理由】

当社は、2022年5月25日開催の第26回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年5月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額 83,994,495円

ロ 効力発生日

2022年5月26日

第2号議案 定款の一部変更の件

イ 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の変更を行うものであります。

ロ 取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数の上限の減少

執行役員制度の導入に伴う経営体制の効率化及び意思決定の迅速化を図るため、取締役（監査等委員であるものを除く。）の上限を7名以内から4名以内に減少させ、併せて役付取締役の規定を変更するものであります。

ハ 執行役員制度に係る規定新設

コーポレートガバナンスのさらなる強化及び業務執行の機動性を促進することを目的として執行役員制度を導入することに伴い、執行役員に係る規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件

二宮利彦及び山本浩也を取締役（監査等委員であるものを除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

花村美晴、宇都木悟及び大西幹弘を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の一部変更の件

執行役員制度の導入に伴い、取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数の上限を減少することから、2016年5月25日開催の定時株主総会で決議された取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額年額300百万円以内を、年額200百万円以内に変更し、併せて、2017年5月24日の定時株主総会で決議された譲渡制限付株式報酬制度の対象（取締役（監査等委員であるものを除く。））に、執行役員を追加する変更を行うものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	139,546	184	—	(注) 1	可決 99.85
第2号議案 定款の一部変更の件	139,582	148	—	(注) 2	可決 99.87
第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）2名選任の件 二宮 利彦 山本 浩也	135,295 135,296	4,435 4,434	— —	(注) 3	可決 96.80 可決 96.80
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 花村 美晴 宇都木 悟 大西 幹弘	139,584 139,561 139,565	146 169 165	— — —	(注) 3	可決 99.87 可決 99.86 可決 99.86
第5号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の一部変更の件	134,464	5,266	—	(注) 1	可決 96.21

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。